

令和7年 富士見町 規則

第 23 号

富士見町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月2日

富士見町長 渡辺葉

## 富士見町規則第23号

富士見町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富士見町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成19年富士見町規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「第12条の2第4項第2号口」を「第12条の2第4項第3号口」に改める。

### 附 則

この規則は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。